

○入札説明書

茨城県立中央病院のRPAソフトウェア調達及びシナリオ作成補助業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年2月6日

2 入札に付する事項

(1) 業務名

RPAソフトウェア調達及びシナリオ作成補助業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵 6528

3 担当部局

〒309-1793

茨城県笠間市鯉淵 6528

茨城県立中央病院事務局

入札手続関係 経理課 三次 内線 2026

仕様関係 企画情報室 三嶋 内線 3301

電話 0296-77-1121

FAX 0296-77-2886

メールアドレス chuuoubyoin2@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく入札参加資格を有すること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5 入札等の手続き

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を紙入札方式により行う。

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年2月20日（金）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、期限までに必着のこと。これ以降に到達したものについては、回答しないでの留意すること。

イ 質問受付先

3の担当部局に同じ

ウ 方 法

質問は別紙様式第6号により行うものとし、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和8年2月26日（木）午後5時まで

イ 方 法

茨城県立中央病院のホームページに回答を掲載する。

<https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり持参、郵送又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「4 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

3の担当部局に同じ。

(4) 結果通知等

ア 提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の有無について審査し、令和8年2月26日（木）までに、一般競争入札参加資格確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和8年3月3日（火）午前10時15分から

- (2) 場 所 茨城県立中央病院 本館2階 大会議室

- (3) 開札は、参加者又はその代理人が出席して行うものとする。参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

- (4) 入札会場には、参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

- (5) 参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場へ入場することができない。

- (6) 参加者又はその代理人は、特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終

了時まで入札会場を退場する事はできない。

- (7) 入札会場において、次のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去せざることがある。
ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 112 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に記載する金額は、1 年間の総額とする。ただし契約金額は、入札書の内訳の単価とする。

イ 参加者は、入札書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ 3 の担当部局に提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵送、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

エ 落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

オ 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

カ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第 2 号）を提出すること。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日 時 令和 8 年 3 月 3 日（火）午前 10 時 15 分

イ 場 所 茨城県立中央病院 本館 2 階 大会議室

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
(2) 入札参加資格がない者がした入札。
(3) 入札書に記載すべき事項の記載がない又は記載した事項が明らかでない入札。
(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
(5) 電報、郵送、電話及びファクシミリによる入札。
(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札。
(7) 指定の日時までに提出されなかつた入札。
(8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行つたとき。
(9) 首標金額を訂正した入札を行つたとき。
(10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行つたとき。

- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札。

12 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第 114 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (2) くじ引きにおいて、参加者又はその代理人等直接入札者がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札に移行する。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書を持参すること。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず 3 の担当部局へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、令和 8 年 4 月 1 日付けで契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (2) 当該入札公告によって生じた権利義務は、令和 8 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。